

# 第1章

## 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

### I 計画策定の背景

#### (1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律※」（以下「推進法」という。）が平成13年12月に成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日※」とすること等を示しました。

それに基づき、平成14年8月に基本計画（「第一次基本計画」）、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年3月に第四次基本計画を策定しました。第四次基本計画期間中においては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律※」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次学校図書館計画」という。）の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められてきました。

第四次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、令和5年3月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第五次基本計画が策定されました。

また、令和4年1月策定の令和4年度から令和8年度までを対象期間とする「第6次学校図書館計画」では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準※」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書※の配置拡充を図ることとしました。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で2,400億円、前計画から50億円の増加となりました。

#### (2) 県の動向

福島県においては、平成16年3月に、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組を推進してきました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村等が実施すべき施策の方向性をまとめた第二次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を、平成27年2月には、「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念（スローガン）とする第三次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を、令和2年2月には、第四次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定しました。また、県内全ての市町村で子ども読書活動推進計画を策定しており、令和5年度末の段階では、約70%の市町村で第二次以降の改定が進んでいる状況であり、全県的に子ども読書活動に向けた推進体制の構築が進んでいます。

### （3）社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第四次計画の策定からおおむね5年の間に変化しており、本計画の推進に当たり、留意すべき事項として以下のものがあります。

#### <視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定>

令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行されました。この法律は、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月には、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

#### <国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次計画）の策定>

令和5年3月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第五次計画を策定しました。第五次計画の基本的方針では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

#### <教育におけるデジタル化の進展>

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）では、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰でも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられています。

児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が展開される中、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。この閣議決定において、GIGAスクール構想を環境

整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むこと、図書館などの社会教育施設では ICT などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開する取組を促進すること等が示されました。

## 2 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

### (1) 成果と課題

#### 基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

##### ① 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

- 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要であることから、「子どもの発達段階に応じた読書活動の主な取組」について、発達段階ごとの特性から取り組むべき読書活動を一覧にまとめ可視化しました。具体的な取組例が示されたことにより、学校種間による切れ目のない読書活動の推進を図ることができました。
- 文部科学省委託事業「読書活動推進事業～発達段階に応じた読書活動の推進のために～」を開催するなど、学校・家庭・地域が連携して子どもの読書活動を推進する研修の充実を図りました。

##### ② 学校等における子ども読書活動の推進

#### 第四次計画数値目標1

- 学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。

<多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合>

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	100%	100%	100%
中学校	98.1%	100%	99.0%
高等学校	100%	100%	100%

(「読書に関する調査」(R5)：義務教育課・高校教育課)

- ・ 校種を問わずほぼ全ての学校において、多様な読書活動に取り組んでいます。「読み聞かせ」「朝の読書（一斉読書）」「推薦図書コーナーの設置」「ブックトーク」など、校種によって重点的に取り組む内容は異なっていますが、多様な読書活動に積極的に取り組んでいることが伺えます。特に、小学校においては、保護者やボランティアの協力も得ながら、読書活動の取組を継続して実施する学校が多くなっています。また、読書時間を確保するために、「一斉読書」を行い、読書に親しむ機会を設けている学校も多くあります。
- ・ 幼稚園や保育所等において進められている発達段階や興味・関心に応じた絵本や物語等に親しむ体験、多様なおはなし会などは、その後の読書習慣形成にとって大切な取組であるため継続した取組を促します。
- ・ 高等学校では、「推薦図書コーナー」に、大学入試に関連した本、授業で活用できる本、映像化された本のようにコーナーにテーマ性を持たせることで、意欲を喚起しようとする取組をしている学校が多く見られます。
- ・ 学習指導要領にも示されているように、学校図書館の機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実させるために、学校図書館を計画的に利用できるようにしていくことが必要です。また、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能だけでなく、児童生徒にとって、生き生きとした学校生活を送るための「心の居場所」としての機能を充実していくことも望まれています。

**③ 家庭における子ども読書活動の推進**

第四次計画数値目標 2

□ 家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。

＜本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	98.5%	100%	98.3%
中学校	82.3%	100%	87.0%
高等学校	58.1%	100%	57.3%

（「読書に関する調査」(R5)：義務教育課・高校教育課）

- ・ 家庭において、「読んだ」と回答した児童生徒の割合は増加していますが、学年が上がるにつれて本を読んだ割合は減少しています。

＜本を読まない理由＞（令和5年度「読書に関する調査」より）

対象	「読まない理由」①	「読まない理由」②
小学生	テレビ・ゲームの方が楽しい	遊ぶ方が楽しい
中学生	勉強・塾・宿題などで忙しい	スマートフォン・携帯などの方が楽しい
高校生	スマートフォン・携帯などの方が楽しい	部活動等で時間がない

- ・ 近年、中高生において、スマートフォンの所持率が高い状況の中、改めて読書の楽しさなどを感じさせる働きかけが必要です。
- ・ スマートフォン等の普及による生活環境や家庭環境の変化が、本に親しむ機会を減少させる一因にもなっていると考えられることから、家庭において、これらの利用の仕方に一定のルールを設け、幼少期から読み聞かせ等により読書に対する興味を高めることが、読書習慣を形成する上でも大切です。
- ・ 生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に親しむ経験が重要であり、保護者の読書の必要性に対する理解が必要です。そうした保護者に対して、講座の開催やさまざまな情報提供等により、保護者の理解を深めていく必要があります。そのためにも、家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう努めることが大切です。
- ・ 乳幼児期から家庭で本に親しむ取組として、市町村におけるブックスタート事業※が広がりを見せています。乳幼児健診等の機会において絵本の読み聞かせを行うなど、親子のコミュニケーションを図る読書活動の啓発を推進していくことが求められています。



#### <保護者に対する取組>

子どもをお迎えに来たときに目につく場所に本を置いて保護者の興味を引く工夫や、絵本の貸出、お知らせの発行などを行っている幼稚園や認定こども園等があります。

④ 地域における子ども読書活動の推進

第四次計画数値目標3

- 子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。

＜市町村における子ども読書活動推進計画の策定率＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
策定率	100%	100%以上	100%
二次以降改定率	39.0%	100%以上	62.7%

(「社会教育課調査」(R4):社会教育課)

- ・ 市町村における子ども読書活動推進計画の策定は100%に達しました。また、二次以降の推進計画についても、約70%の市町村で策定済みの状況です。今後は、各市町村において計画の進捗状況を点検・評価し、見直しを図るとともに、本計画を基に、各市町村の状況に応じ、改定に向けた取組が必要です。

⑤ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 読み聞かせボランティアの活用や大型絵本の使用により、児童・生徒の興味関心が広がったり、地域の人々や友達との交流が図られたりといった効果が見られました。
- ・ 特別支援学校へ移動図書館車が巡回し、様々な本に触れる機会を提供しています。移動図書館等を利用することで、児童・生徒の読書環境を補うことができています。事前に情報共有をすることで、児童・生徒のニーズに応じた書籍を提供してもらうことができました。また、県立図書館や市町村立図書館は、障がいのある子どもの支援として、おはなし会や図書の貸出し等、障がいの状況に応じた児童サービス※の充実を図っています。
- ・ 障がいのある子どもや帰国子女、外国籍の子どもたちの支援のための図書整備や情報提供をさらに充実していく必要があります。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

① 図書館の整備・充実

第四次計画数値目標4

□ 児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数の増加を図ります。

<県立図書館による学校図書館への貸出冊数>

平成30年度数値	令和6年度目標	達成状況
1,882冊	増加	1,481冊

(「福島県公立図書館図書室実態調査」(R5): 県立図書館)

<市町村立図書館による学校図書館への貸出冊数>

平成30年度数値	令和6年度目標	達成状況
218,550冊	増加	171,215冊

(「社会教育課調査」(R5): 社会教育課)

- ・ 学校図書館への貸出冊数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少しました。今後も、学校と公立図書館の連携を進め、学校のニーズに応じた図書資料の提供を継続していきます。
- ・ 県立図書館では、高等学校及び特別支援学校、小・中学校の図書館活動の充実を図ることを目的に支援セット貸出を行うとともに、支援セット内容の更新とその周知・活用を図るよう取り組んでいます。
- ・ 県や県立図書館、市町村立図書館等では、市町村立図書館の職員や読書ボランティアを対象とした研修会や講座を実施し、子どもの読書活動の支援者の育成を図っています。多くの読書ボランティア関係者等が研修会や講座へ参加し、自らの資質向上を図ると共に、そのネットワークの広がりにもつながっています。

② 学校図書館の整備・充実

第四次計画数値目標5

□ 学校における読書活動を支援するため、学校司書等の配置を促進します。

<学校司書等を配置している学校の割合>

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	76.7%	100%	85.4%
中学校	80.1%	100%	84.5%
高等学校	95.2%	100%	93.9%

(「読書に関する調査」(R5): 義務教育課【小・中学校】・高校教育課【高等学校】)

- ・ 学校司書の配置率は年々増加しています。これは、第四次計画の目標達成のため、各地方自治体において適切な予算措置が行われたからであり、「学校司書のおかげで学校図書館の整備が進んだ」「学校司書の掲示や装飾で明るく足を運びたくなる学校図書館になった」「学校図書館に学校司書がいることで、学校図書館を利用する児童が増えた」という声も多いことから、今後も100%を目指して働きかけを行っていくことが必要です。また、本県は市町村立の小中学校においては専任司書の配置率は低いという課題もあり、まずは1校あたりの勤務時間が増えていくように働きかけを行っていく必要があります。
- ・ 司書教諭※は、小・中学校及び高等学校の12学級以上の学校で発令されています。しかし、その多くは学級担任を兼務しており、負担過重とならないよう校務分掌上の配慮が必要です。
- ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、各学校では学校図書館図書標準の達成に向けて資料の更新等を計画的に行い、図書資料の整備や充実が求められます。
- ・ 本の入手方法として、小学生の72.3%、中学生の26.2%、高校生の22.6%が「学校図書館の利用」としており、子どもの読書活動に大きな位置を占めていることから、更なる学校図書館の環境の整備・充実が求められます。

#### 第四次計画数値目標6

- 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくりのため、読書ボランティアの活用を推進します。

＜読書ボランティアが参画している学校図書館の割合＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	79.0%	100%	71.1%
中学校	16.7%	100%	17.6%

(「読書に関する調査」(R5):義務教育課)

- ・ 小学校では定期的に行われる読書ボランティアの読み聞かせやブックトークを楽しむ子どもたちの様子が見られ、読書ボランティアの活動が子どもたちの読書活動の推進につながっています。また、学年に応じて読み聞かせやブックトークのテーマを設定するなどし、学校の教育活動との連携や活用も図られています。
- ・ 高等学校においては、キャリア教育の視点で読み聞かせボランティアを活用したり、読み聞かせのボランティアとして活動したりする事例があり、今後そうした取組が読書活動の推進を支えるものとして期待されます。

③ 家庭、地域、学校等における連携の推進

第四次計画数値目標7

□ 学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。

＜公立図書館と連携している学校の割合＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	83.3%	100%	83.7%
中学校	47.2%	100%	47.8%
高等学校	66.3%	100%	82.9%

(「読書に関する調査」(R5)：義務教育課)

- ・ 小学校では地域にある公立図書館や公民館図書室を訪問し、おはなし会に参加したり実際に本を借りる体験をしたりするなどして、社会生活とつなげる実践も行われています。

公立図書館訪問

南相馬市立上真野小学校の2年生が、南相馬市立図書館を訪問した様子です。小学校と公立図書館の連携が図られています。



- ・ 高等学校では、自校にない本や資料を近隣の公立図書館から借り受け、提供できるようにしています。公立図書館から借り受けた本を空き教室で貸し出すという「出張図書館」という取組を行った学校もありました。また、図書委員が作成した「おすすめ本紹介POP」を公立図書館に提供し、展示してもらう取組も見られています。

出張図書館

猪苗代高校では、空き教室を活用した出張図書館を開催しています。本は、猪苗代図書館からの提供ということで、高校と公立図書館の連携が図られています。

小中学校でも同様の取組事例があり、公共図書館と学校の連携が進んでいます。



- ・ 市町村や読書ボランティア、NPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者等と連携することで、様々な読書活動推進ができるよう支援に努めます。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

① 推進のための普及や啓発

- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間※」等における市町村の様々な行事やイベントの実施が増加しています。子どもの読書習慣の確立につながるよう、引き続き実施内容の工夫に努めるとともに、その啓発に向け広く広報することにも努めます。

② 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

- 乳幼児期からの読書の習慣形成に向け、公立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報や読書活動推進事業について広報誌やホームページ、社会教育課 note 等を活用し情報の提供に一層努め、読書推進に向けた県民の関心が高まるように情報発信を行いました。

<社会教育課 note の URL>

[https://note.com/social\\_fukushima](https://note.com/social_fukushima)



③ 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

- 子どもの読書活動優秀実践校（園）、図書館、団体（個人）を選考し、国の表彰事業に推薦するとともに、広報媒体等を活用しその実践内容の紹介に努めています。
- 県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書の紹介を家庭や関係機関に周知していくことも必要です。

(2) 数値目標の進捗状況

番号	目標	指標	当初値 令和元年	目標値 令和6年	現状値 令和5年	出典
1	学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。 【基本方針1-(2)】	多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小学校			「読書に関する調査」
			100%	100%	100%	
			中学校			【義務教育課】
			98.1%	100%	99.0%	
高等学校			【高校教育課】			
100%	100%	100%				

番号	目標	指標	当初値 令和元年	目標値 令和6年	現状値 令和5年	出典			
2	家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。 【基本方針1-(3)】	本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小学校			98.3%	「読書に関する調査」 【義務教育課】		
			98.5%	100%					
			中学校			87.0%		【高校教育課】	
			82.3%	100%					
高等学校			58.1%(参考)	100%	57.3%				
3	子どもの読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。 【基本方針1-(4)】	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率及び改定率	策定率			100%	「社会教育課調査」 【社会教育課】 *R4末		
			100%	100%	100%				
			2次以降改定率			2次 39.0% 3次 6.8%		100%	2次 62.7% 3次 33.9% 4次 8.5%
4	児童生徒の読書活動を支援するため、県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数の増加を図ります。 【基本方針2-(1)】	県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への貸出冊数	県立図書館			1,481冊 R5.12月	「福島県公立図書館図書室実態調査」 【県立図書館】		
			1,882冊 平成30年度	増加					
			市町村立図書館			218,550冊 平成30年度		増加	171,215冊 令和5年度
5	学校における読書活動を支援するため、学校司書の配置を促進します。 【基本方針2-(2)】	学校司書等を配置している学校の割合	小学校			85.4%	「読書に関する調査」 【義務教育課】		
			76.7%	100%					
			中学校			93.9%		【高校教育課】	
			80.1%	100%					
高等学校			95.2%	100%					
6	効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくりのため、読書ボランティアの活用を推進します。 【基本方針2-(2)】	読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小学校			71.1%	「読書に関する調査」 【義務教育課】		
			79.0%	100%					
			中学校			16.7%		100%	17.6%

番号	目標	指標	当初値 令和元年	目標値 令和6年	現状値 令和5年	出典
7	学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。 【基本方針2-(3)】	公立図書館と連携している学校の割合	小学校			「読書に関する調査」 【義務教育課】
			83.3%	100%	86.7%	
			中学校			
			47.2%	100%	47.8%	
		「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村の割合	高等学校			
			66.3%	100%	82.9%	
8	読書活動推進のために、広報・啓発を推進します。 【基本方針3(1)】		81.4%	100%	*調査無	「社会教育課調査」 【文部科学省】

### 3 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」の基本的方針

#### (1) 計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、想像力や感性を豊かなものにし、他者への思いやりの心を育むことができます。人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものです。

本県においては、「第四次福島県子ども読書活動推進計画」（令和2年2月）の策定により、学校、家庭、地域における子どもの読書活動の推進が一層進み、一定の成果を上げることができました。その一方で、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）では、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力を育むために、読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針として、家庭、地域、学校が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが示されています。

国の計画を踏まえつつ、福島県の子どもたちに読書習慣の形成を一層効果的に図り、子どもの発達段階に応じて、乳幼児期から切れ目なく子どもが読書に親しむ活動を推進していくことが重要となります。福島の未来をひらくすべての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

#### スローガン

『 **ふくしまの未来をひらく 読書の力** 』

ふくしまの全ての子ども（乳幼児～高校生）に  
読書の力（読解力・想像力・思考力・表現力）を！

##### 読書に親しむ

- ・発達段階に応じて
- ・多様な子どもたちに
- ・学校で
- ・家庭で
- ・地域で

##### 読書環境の整備

- ・県立図書館
- ・公立図書館
- ・公民館図書室
- ・学校図書館
- ・連携・協力して

##### 読書活動への理解

- ・普及・啓発活動
- ・情報の収集と提供
- ・優れた取組の奨励
- ・優良図書等の普及

## (2) 基本方針

### 基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもたちが読書の楽しさや良さを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供、読み聞かせや読書に親しむ機会の拡充が必要になります。そのため、乳幼児期から家庭を原点として、学校や地域等において本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）、高等学校、特別支援学校において、それぞれの発達段階に応じて読書活動の推進に向けた特色ある切れ目のない取組が展開されることを目指します。

### 基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。また、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人材の確保や資質向上と更なるネットワークの構築を図ります。そうしたことを踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関、団体等が連携・協力する体制を構築し、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

### 基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。

そこで、子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、実践事例等の情報提供や、優れた取組の奨励等、より一層の普及啓発活動に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。

## (3) 計画期間

本計画は、国の新たな第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、第7次福島県総合教育計画の内容とも関連させながら、おおむね5年間の計画期間とします。